平成２２年（フ）第９０７号
宮城県宮城郡利府町花園２丁目21番地15
債務者　百目木安美
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９０８号
宮城県宮城郡利府町花園２丁目21番地15
債務者　百目木洋子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９１３号
仙台市若林区遠見塚１丁目11番28号　コーポみねぎしⅢ103
債務者　大場　美香（旧姓二郷）
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９３１号
仙台市太白区四郎丸字渡道15番地の31
債務者　早坂　愛子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
宮城県大崎市古川小稲葉町２番65号　サンホーム小稲葉202号
債務者　但木　拓也
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
宮城県大崎市岩出山字上川原北179番地　岩出山上川原住宅６号棟３号
債務者　門脇　　勇
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
宮城県大崎市岩出山字上川原北179番地　岩出山上川原住宅６号棟３号
債務者　門脇すみ子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
宮城県石巻市向陽町５丁目19番８号　県営住宅８―101号、住民票上の住所宮城県東松島市大曲字下台128番地215
債務者　相澤　拓大
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
宮城県石巻市南浜町２丁目３番２号
債務者　女鹿　達也
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
宮城県気仙沼市本吉町津谷舘岡149番地
債務者　佐藤　清忠
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第３２号
宮城県本吉郡南三陸町入谷字中の町56番地
債務者　鈴木　　亘
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第２９４号
岐阜県羽島市足近町６丁目485番地２　エトワールパレ303号室
債務者　岩田　暁則
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２９５号
岐阜県羽島市足近町６丁目485番地２　エトワールパレ303号室
債務者　岩田　勝美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３５６号
岐阜市茜部大野２丁目172番地７
債務者　田中工業こと田中哲也こと田中哲彦こと　田　　炳烈
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３７７号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木３丁目46番地
債務者　伊東奈枝美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４０３号
神戸市灘区福住通８丁目２番４号、従前の住所神戸市灘区福住通８丁目２番３号
債務者　森　　益子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５３号
神戸市北区南五葉２丁目４番31―101号
債務者　井本　正和
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部